

# 人事院、国家公務員ボーナスを減額勧告

## 10年ぶり、前年度比0.05月の引下げへ

人事院は7日、2020年度の国家公務員一般職のボーナスに当たる期末・勤勉手当の年間支給月数について、前年度より0.05カ月分少ない4.45カ月に引き下げるよう国会と内閣に勧告しました。新型コロナウイルス感染拡大に伴う景気減速などを背景に、民間企業のボーナス水準が公務員を下回ったためとしています。ボーナス引き下げ勧告は10年度以来10年ぶりです。この勧告を参考に、青森県人事委員会が青森県公務員の賃金を勧告するため、今年度は減額提示が予想されます。尚、本来は月例給についても同時に勧告されますが、今年度は、コロナ禍により民間への調査が遅れたこともあり、月例給については後日の提示になります。



### 高教組の考え

#### 【主な勧告】

##### 給与改定について

- まず、特別給に関する勧告を行う。月例給については未定。
- 特別給は、0.05月分の引下げ。
- 引下げ分は、今年度については、12月期の期末手当から差し引くこととする。来年度以降については、0.025月分ずつ、6月期と12月期の期末手当から差し引くこととする。

##### 公務員人事管理に関する報告(項目)

- 新型コロナウイルス感染症に係る働き方について。
  - 長時間労働の是正。
  - ハラスメント防止対策。
  - 定年の引上げ(段階的に65歳に引き上げるための措置が早期に実施されるよう改めて要請)。
  - その他→人材の確保及び育成、仕事と家庭の両立支援、心の健康づくりの推進、能力・実績に基づく人事管理の推進。
- ◇通勤手当・非常勤・再任用など具体的改善なし

1. コロナ禍で国民のいのちと安全を守るため、長時間過密労働のもと昼夜をたがわず奮闘している公務員の現場実態を顧みず、一時金の引き下げ勧告が出されたことは、我々の要求に応えない極めて不当な内容であり、全国の公務員だけでなく、地域経済にも大きな打撃を与えるものです。この間の一時金の引き上げ改定では、「勤務実績に応じた給与を推進するため」として、すべて勤勉手当に充ててきたにもかかわらず、引き下げるときは全員が対象となる期末手当に充て、「人事管理に関する報告」では「政府における人事評価の改善に向けた検討に必要な協力を行う」と、成績主義を推進する政府方針に追随するものであり到底容認することはできません。
2. 今後、本県でも「特別給(ボーナス)に関する勧告」が先に出ることが見込まれます。青森県人事委員会に対し、早期の完全勧告を求めるとともに、他県とのボーナス支給月数の開きの是正が急務であることを要求していきます。また、教職員をはじめすべての公務労働者の賃金引上げ、再任用教職員や会計年度任用職員制度をふくむ臨時教職員の待遇改善などを基本要件にかかげながら、ハラスメントの根絶、仕事と家庭の両立支援の前進、能力・実績主義を許さないたたかい、そして「1年単位の変形労働時間制」導入を可能にする条例化を許さないとりくみを進めていきます。要求実現に向けての署名運動にご協力ください。